

ターンに合わせて訪問介護を行うものである。したがって、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切でなく、訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。

また、所要時間30分未満の身体介護中心型を算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。所要時間とは、実際に訪問介護を行った時間をいうものであり、訪問介護のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。

1日において1人の利用者に対して行われる訪問介護が複数回にわたる場合には算定対象とならない。ただし、複数回にわたる訪問介護が一連のサービス行為とみなすことが可能な場合に限り、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定できる。例えば、午前前に訪問介護員等が診察券を窓口に提出し（所要時間30分未満）、昼に通院介助を行い、午後に薬を受け取りに行く（所要時間30分未満）とした場合には、それぞれの所要時間は30分未満であるため、生活援助（所要時間30分以上1時間未満）として算定できないが、一連のサービス行為（通院介助）とみなして合計して1回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できる。

なお、1人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して訪問介護を行った場合も、1回の訪問介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。訪問介護員等ごとに複数回の訪問介護として算定できない。

（4）「家事援助中心型」の単位を算定する場合

注3において「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が1人暮らしであるか又は家族等が障害、疾患等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、介護支援専門員、市町村等現場の良識ある判断によるべきものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付

る場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他のやむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

(6) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定する場合

① 指定訪問介護事業者が注4の「通院等のための乗車又は降車の介助」にいう介助を行う場合には、当該所定単位数を算定する場合こととし、「身体介護中心型」の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのものすなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き続き、評価しない。

② 注4において「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定することができると片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

③ 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位数を算定できる利用者は要介護者に限られる。要支援者については算定できず、この場合には、通院・外出介助として「身体中心型」の所定単位数も算定できない。

また、複数の要介護者に「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合であって、乗降時に1人の利用者に対して1対1で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービス提供の観点から移送時間を極小化すること。

④ 利用目的について、「通院等のため」とは、「身体介護中心型」としての通院・外出介助と同じものである。

⑤ サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」とは、それを具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。

また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行いうか、又は、「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続きを行わない場合には算定対象とならない。

(6) 「通院等のための乗車又は降車の介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先若しくは外出先での受診等の手手続き、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等のための乗車又は降車の介助」又は「身体介護を中心型」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内的「声かけ・説明」・「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等のための乗車又は降車の介助」に含まれるものであり、別に「身体介護を中心型」として算定できない。

なお、一人の利用者に対して複数の訪問介護員等が交代して「通院等のための乗車又は降車の介助」を行った場合も、1回の「通院等のための乗車又は降車の介助」として算定し、訪問介護員等ごとに細かく区分して算定できない。

(7) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サークル計画に位置付けている必要があります。居宅サービス計画において、

ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由  
イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること  
を明確に記載する必要がある。

(7) 「通院等のための乗車又は降車の介助」と「身体介護を中心型」の区分  
要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車

・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数は算定できない。

(例) (乗車の介助の前に連続して) 寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

(8) 「通院等のための乗車又は降車の介助」と通所サービス・短期入所サービスの「送迎」の区分

通所サービス又は短期入所サービスにおいて利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合は、当該利用者の心身の状況により当該事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、通所サービス又は短期入所サービスの送迎加算を算定することとし、「通院等のための乗車又は降車の介助」は算定できない。

(9) 訪問介護計画上3級ヘルパーの派遣が予定されている場合に3級ヘルパー以外の訪問介護員等により訪問介護が行われた場合の取扱い

訪問介護計画上、3級ヘルパーが派遣されることとされている場合に、事業所の事情により3級ヘルパー以外の訪問介護員等が派遣される場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定すること。

(10) 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等

① 2人の訪問介護員等による訪問介護

2人の訪問介護員等による訪問介護について、所定単位数の100分の200に相当する単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号。以下「23号告示」という。)第2号イの場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、同号への場合としては、例えば、エレベータのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、所定単位数の100分の200に相当する単位数は算定さ

れなさい。  
なお、通院・外出介助において、1人の訪問介護員等が車両に同乗して気分の確認など移送中の介護も含めた介護行為を行いうる場合には、当該車両を運転するもう1人の訪問介護員等は別に「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することはできない。

- (2) 訪問介護員等のうち1人が3級ヘルパーである場合の取扱い  
派遣された2人の訪問介護員等のうちの1人がいわゆる3級ヘルパーで、1人がそれ以外の者では3級ヘルパーについては所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること(したがって、結果として、所定単位数に100分の195を乗じて得た単位数が算定されるものであること。)。

(11) 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い  
居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとすること。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合には、当該加算は算定できない。

(12) 特別地域訪問介護加算の取扱い  
注9の「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)を指し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする訪問介護員等を明確にするとともに、当該サテライト事業所からとの提供した具体的なサービスの内容等の記録を別に行い、管理すること。

### 3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の取扱い  
訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員と

- (2) 訪問介護員等のうち1人が3級ヘルパーである場合の取扱い  
派遣された2人の訪問介護員等のうちの1人がいわゆる3級ヘルパーで、1人がそれ以外の者では3級ヘルパーについては所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること(したがって、結果として、所定単位数に100分の195を乗じて得た単位数が算定されるものであること。)。

(7) 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い  
居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとすること。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合には、利用者との間で加算なしと整理するなど利用者の理解が得られるよう適宜運用して差し支えないものであること。

- (8) 特別地域訪問介護加算の取扱い  
注9の「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「サテライト事業所」という。)を指し、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本拠とする訪問介護員等による訪問介護は加算の対象となるものであること。

サテライト事業所のみが離島等に所在する場合には、当該サテライト事業所を本拠とする訪問介護員等を明確にするとともに、当該サテライト事業所からとの提供した個々の訪問介護に係る記録を別に行い、管理すること。

### 3 訪問入浴介護費

- (1) 看護、介護職員の取扱い  
訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員と

して数えることができるものであること。例えば、派遣する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えないこと。  
(2) 利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い  
注2の場合に、訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されること。

- (3) 利用者の心身の状況により入浴を見合わせた場合の取扱い  
実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。

#### 4 訪問看護費

##### (1) 訪問看護指示の有効期間について

訪問看護費は、訪問看護ステーションにあつては、主治の医師の判断に基づいて交付（2か所以上の訪問看護ステーションに交付）された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定する。なお、当該訪問看護に係る指示料は、介護老人保健施設からの退院時に係る指示料は、介護老人保健施設からの退所時若しくは介護療養型医療施設からの退院時に係るものと算定する。

なお、医療機関にあつては、指示を行う医師の診療の日から1月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を行つた医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定する。

- (2) 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて  
末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（23号告示第3号を参照のこと。）の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。

- (3) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合においても、1人の看護師等が訪問看護を行つた場合の所定単位数を算定するものとする。

して数えることができるものであること。例えば、派遣する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えないこと。  
(2) 利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取扱い  
注2の場合に、訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されること。

#### 4 訪問看護費

##### (1) 訪問看護指示の有効期間について

訪問看護費は、訪問看護ステーションにあつては、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護を行つた場合に算定する。なお、当該訪問看護に係る指示料は、介護老人保健施設からの退所時若しくは介護療養型医療施設からの退院時に係るものと算定する。なお、医療機関にあつては、指示を行う医師の診療の日から1月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を行つた医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定する。

- (2) 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて  
末期の悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾病等（23号告示第3号を参照のこと。）の患者については、医療保険の給付の対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。
- (3) 2人の看護婦等が同時に訪問看護を行う場合においても、1人の看護婦等が訪問看護を行つた場合の所定単位数を算定するものとする。

(4) 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取り扱い  
居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定すること。また、居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合は、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の90)を算定すること。

(5) 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い

訪問介護と同様であるので、2(11)を参照されたい。

(6) 特別地域訪問看護加算の取扱い

訪問介護と同様であるので、2(12)を参照されたい。

(7) 緊急時訪問看護加算  
① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求める場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が指定訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨を説明し、その同意を得た場合に、1月につき加算する。

② 緊急時訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。

③ 当該月において計画的に訪問することとなつてない緊急時訪問を行った場合には、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数(准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90)を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。

なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できない。

④ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る指定訪

(4) 早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い  
訪問介護と同様であるので、2(7)を参照されたい。

(5) 特別地域訪問看護加算の取扱い  
訪問介護と同様であるので、2(8)を参照されたい。  
なお、当該加算は所定単位数の15%加算としているが、この場合の所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びタームナルケア加算を含まないこと。

(6) 緊急時訪問看護加算  
① 緊急時訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。

② 緊急時訪問看護加算については、結果的に緊急時訪問が複数回行われた場合においても、全く行われなかつた場合においても、所定の体制が整備されていれば所定単位数が算定されるものである。

出看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対する指定訪問看護加算に係る指定訪問看護を受けていいか確認すること。

- ⑤ 訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護支拂事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、第一一(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

③ 訪問看護を担当する医療機関にあっては、緊急時訪問看護支拂事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、第一一(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

④ 当該月において利用者が計画的な訪問看護(介護保険の給付対象となるものに限る。)を受けなかった場合であって、緊急時訪問を受けたとき(例えば、当該月において一度も計画的な訪問看護を受けない時点で緊急時訪問を受け、その後に入院したような場合)については、緊急時訪問看護加算を算定するのではなく、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定するものとすること。

#### (7) 特別管理加算

① 特別管理加算については、届出が加算の算定要件ではないが、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出されること。  
② 特別管理加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合は医療保険では特別管理加算を請求しないこと(緊急時訪問看護加算と医療保険の24時間連絡体制加算との関係についても同様とする。)

③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合意に委ねられる。

#### (9) ターミナルケア加算

① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを行った日が月の末日の場合であって、利用者の死亡月がその翌月である場合には、ターミナルケアを行った日の属する月に算定することとする。  
② ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所

に限り算定できる。

(10) 主治の医師の特別な指示があつた場合の取扱い  
利用者が急性増悪等により一時的に訪問看護を行う必要がある旨の特別指示(指定訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付)があつた場合は、交付の日から 14 日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、訪問看護費は算定しない。なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

(11) 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を退所・退院した日の訪問看護の取り扱い  
介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設を退所・退院した日については、第二の 1 の(3)に関わらず、厚生労働大臣が定める状態(23 号告示第 4 号を参照のこと。)にある利用者に限り、訪問看護費を算定できることとする。  
なお、短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)における当該期間の同様である。

5 訪問リハビリテーション費

(1) 算定の基準について

① 訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診療の日(介護老人保健施設の医師においては、入所者の退所あるいはその直近に行なった診療の日)から 1 月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から情報提供を受けて、訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行なった医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から 1 月以内に行われた場合に算定する。

② 訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して 20 分以上指導を行なった場合に算定する。

③ 事業所が介護老人保健施設である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の店宅を訪問して訪問リハビリテーションを行なった場合には、訪問する理学療法士又は作業療法士の当該訪問の時間は、介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととする。なお、介護老人保健施設による訪問リハビリテーションの実施にあたっては、介護老人保健施設に

(8) 主治の医師の特別な指示があつた場合の取扱い  
利用者が急性増悪等により一時的に訪問看護を行なう必要がある旨の特別指示(指定訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付)があつた場合は、交付の日から 14 日間を限度として医療保険の給付対象となり、訪問看護費は算定しない。なお、医療機関の訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

5 訪問リハビリテーション費

(1) 算定の基準について

① 訪問リハビリテーションは、指示を行う医師の診療の日から 1 月以内に行われた場合に算定する。別の医療機関の医師から情報提供を受けて、訪問リハビリテーションを実施した場合には、情報提供を行なった医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から 1 月以内に行われた場合に算定する。

② 訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して 20 分以上指導を行なった場合に算定する。

において、施設サービスに支障のないよう留意する。

(2) 日常生活活動訓練加算

① 日常生活活動訓練加算は、退院（退所）後早期に実用的な在宅生活における諸活動の自立性の向上のために、実用歩行訓練・活動向上訓練等を組み合わせて個々の利用者の状態像に応じて行った場合に算定できるものである。当該訓練により向上させた諸活動の能力については、家族・介護者により在宅生活での実行状況に生かされるよう働きかけが行われることが必要である。

なお、基本的動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練等のみを行った場合、関節可動域訓練のみを行った場合、住宅改修の場合又は福祉用具の選択若しくは利用方法の指導のみを行った場合は、加算の対象とならない。

② 日常生活活動訓練加算については、1日に行われる当該訓練が複数回にわたる場合であっても、1回として算定する。

③ 日常生活活動訓練加算を算定するにあたっては、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、これに基づいて行つた訪問リハビリテーションの効果、実施方法等について評価等を行う。

④ 当該日常生活活動訓練を行うために、以下のものについては必要に応じて備えられることが望ましい。

各種測定用器具（角度計、握力計等）、血圧計、各種歩行補助具（四脚杖、ウォーカーケイシ等）、各種装具（長・短下肢装具等）、各種日常生活活動訓練用器具

(3) 記録の整備について

① 医師は、理学療法士又は作業療法士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入する。

理学療法士又は作業療法士は、リハビリテーション実施計画書（別紙様式またはこれに準ずるもの）の内容を利用者に説明し、記録するとともに、医師の指示に基づき行つた指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載の内容の要点については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。

② リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は利用者毎に保管され、常に当該事業所のリハビリティシ

(2) 記録の整備について

医師は、理学療法士又は作業療法士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入する。理学療法士又は作業療法士は、医師の指示に基づき行つた指導の内容の要点及び指導に要した時間を記録にとどめておく。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしているが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすることとする。